



2019年12月19日

法務大臣 森 雅子 様

性暴力の実態に即した刑法（性犯罪）改正の見直し実現に向けた要望

一般社団法人 Spring
代表理事 山本 潤
東京都千代田区平河町一丁目
6 番 15 号 US ビル 8 階

平素より、国民の権利を守り、国民生活の平穏と安全の保護に取り組んでいただきありがとうございます。私たちは、性被害当事者が生きやすい社会の実現に向け活動している被害当事者と支援者を中心とした団体です。

2017年の刑法性犯罪改正で、政府は法律の施行後「三年を目処として、施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる」という附則第九条を定めました。

刑法改正後3年が経過しようとする中、私たちは実態を基とした罪の行為と類型を形成していく必要性があると強く感じています。附帯決議における事項が適切に履行され、被害実態や実態調査データに基づいた、刑法性犯罪の見直しが成されるよう、以下を要望いたします。

1、附則第九条に基づき、刑法性犯罪の再改正に向けた見直し検討会および審議会を早急に実施すること

2、見直し検討会および法制審議会に、性被害当事者や支援団体の代表、さらに被害者の実態を熟知した研究者、専門家を委員に半数以上入れること

●私たちは、性犯罪の罰則を見直す際には、性被害当事者の生の声を反映させることは不可欠と考えています。委員にぜひ性被害当事者を加えて下さい。

●性被害当事者に接し、性暴力被害の心理や実態に詳しい医師、弁護士、臨床心理士の割合を増やし、市民が議論の公平性について納得のできる委員構成にしてください。

●性暴力・性犯罪の被害者の視点に立って、現在の刑法の不備を論じている刑法研究者及び刑事訴訟法研究者を検討委員に加えてください。

●委員選定に関しては、人選プロセス並びに選定基準について透明性・公平性を確保し、速やかに公開してください。

【委員参考】

- ・性被害当事者：
山本潤（一般社団法人 Spring 代表理事、SANE）
- ・性暴力被害者支援団体：
周藤由美子氏（性暴力禁止法をつくろうネットワーク 共同代表）
中野宏美氏（特定非営利活動法人 しあわせなみだ 理事長）
平川和子氏（特定非営利活動法人 性暴力救援センター・東京 理事長）
- ・性暴力加害者臨床、臨床心理士、公認心理師：
藤岡淳子氏（大阪大学大学院教授）



- ・ 刑法学者：
 - 後藤弘子氏（千葉大学教授）
 - 島岡まな氏（大阪大学教授）
- ・ 産婦人科専門医：
 - 遠見才希子氏（筑波大学大学院ヒューマン・ケア科学専攻社会精神保健学分野）
 - 加藤治子氏（性暴力救援センター・大阪 代表）
- ・ 精神科専門医：
 - 加茂登志子氏（日本 PCIT 研修センター 代表）
 - 小西聖子氏（武蔵野大学教授）
- ・ 内科医：
 - 山田不二子氏（認定 NPO 法人チャイルドファーストジャパン理事長）
- ・ 弁護士：
 - 伊藤和子氏、上谷さくら氏、寺町東子氏、村田智子氏
- ・ 臨床心理士、公認心理師：
 - 齋藤梓氏（目白大学専任講師）
 - 野坂祐子氏（大阪大学大学院准教授）

3、2017年7月の刑法改正時の衆議院附帯決議四を踏まえ、性暴力被害者と性暴力加害者の実態調査結果による両者の精神及び心理医学的知見の観点を重視した上で、検討項目に以下を加えて下さい

一) 公訴時効

平成22年刑法及び刑事訴訟法改正で、人を死亡させた罪についての公訴時効の改正がありました（「魂の殺人」）とまで言われる性犯罪についての公訴時効の改正はありませんでした。ただし、このときの附則で性犯罪について公訴時効撤廃を検討すべきとなっています。性犯罪の公訴時効の撤廃及び一定期間の時効停止や延長について検討してください。

- ・ 性被害経験のある学生は非被害者の学生と比べ自殺企図の割合が 6.4 倍(Tomasula et al, 2012) です。
- ・ ドイツでは、性的虐待を初めて他人に話すことができた平均年齢は 46 歳という調査報告があります¹。

二) 不同意性交等罪の創設

現在の強制性交等罪では、暴行脅迫要件を充たさなければ処罰されません。他の者の認識可能な意思に反して、性交、肛門性交、又は口性交を行った者を処罰できる新たな規定について検討してください。

参考)

同意とは、①年齢、成熟、発達レベル、経験に基づいて、提示されたこと（何らかの性行為）が何であるか理解していること、②提示されたレベルについて社会的な標準を知っていること、③生じうる結果や他の選択肢を知っていること、④同意するのもしないのも同様に尊重されるという前提があること、⑤自発決定であること、⑥精神的/知的な能力があること、のすべての基準を満たしていなければならない。（藤岡淳子「性暴力の理解と治療教育」p.9）

¹法と心理学会第16回大会ワークショップ「児童期の性的虐待被害とその回復をめぐる法心理2ードイツ・韓国調査の報告」『法と心理』（2016）https://www.istage.ist.go.jp/article/jilawpsychology/16/1/16_69/pdf

²内閣府『男女間における暴力に関する調査（平成29年度調査）』http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/h29_boryoku_cyousa.html

三) 地位関係性を利用した性犯罪の加重規定の創設と法定刑の見直し

無理やり性交された経験のある人と加害者との関係は、86.4%が顔見知りです²。加害者がその地位や関係性に乗じて犯行を行った場合を要件とする規定の創設を求めます。

顔見知りや対等な関係性のない相手とは

①医療関係者と患者、②教師と生徒、③宗教関係者と信者、④親子と・親族関係、⑤雇用者と被用者、⑥スポーツのコーチ、⑦刑務所職員と受刑者、⑧保護観察官も含んだ矯正機関とその対象者、(刑事法ジャーナル vo. 45. 2015 年)、障害を知りうる立場と障害児者、上司と部下、成人と未成年

四) 性交同意年齢の引き上げについて

前回平成 27 年の「性犯罪の罰則に関する検討会」でも「13 歳未満というのは、諸外国と比べ低きに失する」との批判があります。加害者に抵抗することができず、同意せざるを得なくなる要因となりやすい年齢差・社会的地位の差(大人と中学生など)について検討する必要があります。

五) 配偶者間における性犯罪の成立について

日本では恋人・パートナーからの被害は、ほとんど検挙されていません。2012 年の強姦事件で検挙された配偶者は 0.3%です(2013 年犯罪被害者白書)。2011 年(平成 23 年度)の内閣府調査では約 110 人に一人(9.2%)が嫌がっているのに性的な行為を強要された経験があります。WHO 調査ではパートナー以外から性暴力を受けた女性のうつ病発症率 2.3 倍、パートナーから性的・身体的暴力を受けたことのある女性のうつ病発症率 2 倍と被害はほぼ変わりません。(WHO, 2013) 配偶者間の性暴力を性犯罪とする規定について検討してください。

六) 刑法の条文の位置について

性暴力被害者が直面する同意していない身体への侵襲は、性的自由と性的自己決定権の侵害です。現行刑法では、社会的法益の位置に置かれていますが、個人法益として位置付け、法体系の整合性を図る必要があります。

七) 刑事訴訟手続について

一、司法面接について

附帯決議²では「二次被害の防止に努める」とあります。全ての性暴力被害者が、性犯罪被害者への徴収方法³による司法面接を受けられるよう、手続きについても検討を望みます。

二、ビデオ証言について

現在は、被告人(被告人弁護士)の同意がなければ、裁判証拠となりません〔伝聞法則〕(刑事訴訟法 320 条・326 条)。刑事訴訟法について議論し、特に被害者が児童である性犯罪の裁判では司法面接のビデオ証言を必ず証拠として採用されるようにすることを、手続きについても検討を望みます。

以上

³田中嘉寿子「改正刑法の性犯罪の暴行・脅迫要件の認定と被害者の『5F 反応』」69-71P <http://doi.org/10.14990/00002959>